



Q 農地の運用について誰に相談していいかわからない。

A 農業委員会では、事務局を市役所本庁・支所に設置しており、市内各地域に24人の農業委員と50人の推進委員を配置しています。お住まいの地域を担当している委員もしくは事務局までお気軽にご相談ください。

Q 農地を相続したが、必要な手続きがあるのか。

A 農業委員会の事務局に「農地法第3条の3の届出」をしていただくようになります。

相続の登記手続きが完了した後に、登記完了証もしくは登記簿謄本のコピーを付けて届出書をご提出ください（届出期間は、権利の取得を知った時からおおむね10か月以内）。

Q 自分が持っている農地を誰かに譲りたい。

A 農地法第3条（所有権移転）の申請が必要になります（※1）。渡す側、譲り受ける側のお互いが合意したうえで、事務局へ申請方法や必要書類についてご相談ください。

Q 農地を駐車場など別の土地に変更したい。

A 農地法第4条もしくは第5条（土地所有者が変わる場合）に基づく農地転用申請が必要になります（※2）。転用については、必ず事前に事務局へご相談のうえ申請についてご検討ください。転用の可否の判断については、現地の情報を確認する必要があるため、回答にお時間をいただきますことを予めご了承ください。

（※1）各申請の提出期限は毎月15日（休日の場合は翌平日）です。提出された申請書類は、原則、翌月5日（休日の場合は翌日）の総会で審議されます。審議の結果は、総会后、事務局から申請者にご連絡いたします。

（※2）農地が農振農用地域内にある場合、区域から除外したうえでの申請になります。除外から転用までの手続きに6か月以上かかる場合がありますのでご注意ください。

くわしくはこちらからご覧ください。

▶事務局、農業委員・最適化推進委員名簿についてはこちら



▶申請書様式についてはこちら



ホームページ

庄原市農業委員会

検索

電話番号、メールアドレスについては、表紙をご覧ください。

耕作放棄地について学ぶ



令和6年3月、板橋小学校の児童14人が総合的学習の一環として、実留町の圃場見学を行いました。見学では、地元の農業委員から農家の高齢化に伴い、耕作放棄地が増加しているお話を聞き、地域の農業の現状について学びました。また、委員が「農業には見る知恵・聞く耳・考える知恵が大切である」というお話をしていた時、児童たちはとても真剣に聞き入っていました。

見学後、児童たちは「耕作放棄地の問題を何とかするために、新しい農業を考えてみたい」「おじいちゃんの畑を継いで、農業をしてみたいと思った」と話していました。

農業委員会活動報告

第1回農業委員会女性委員・庄原市議会女性議員・JAひろしま女性部役員意見交換会を開催しました



令和6年3月、庄原グランドホテルを会場に意見交換会を開催しました。

この会は、所属組織は異なっても、農業の未来を思う気持ちは同じであり、地域の結束力を高めるためにも各自で所有している情報を交換する場を設けようという思いから開催に至りました。

会は、20人の女性役員が出席し、各組織の活動内容や抱えている課題を共有し、意見を交換しました。

参加した委員は、「次回は具体的なテーマを決め、女性農業者の働く環境の改善に向けてより充実した内容にしていきたい」と話し合いました。

農家のつぶやき

「プラスな気持ちでもうひと頑張り!!」

東城町の山間地に位置する我が家は、和牛の繁殖と米作りをする専業農家です。

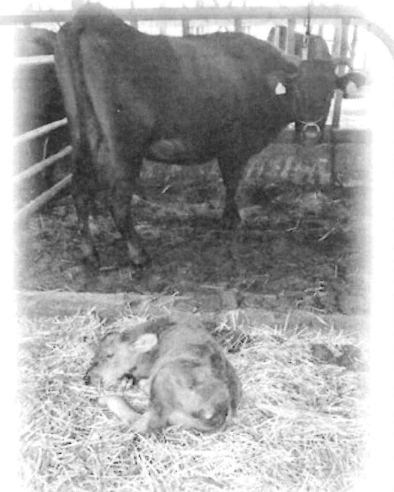
今、経営状況はとても厳しいです。牛もお米も、安値で取引される中、資材コストが高騰していく悪循環が続いています。

周囲の地域環境も厳しいです。空き家が増え、周囲が荒れ、荒れ地は猪の遊び場になってしまうこともあります。

しかし、マイナス続きの今を嘆いてばかりもいられません。

農業は、頑張った数だけ結果が実ります。農業の明るい未来の

ためにプラスな気持ちを持ち続け、いっしょに頑張ってくれる家族や仲間感謝して、もうひと頑張りといきましょう!



東城 Oさん